# 桜井市立小中学校の学校規模適正化の考え方と留意点(案)

- (1) 学校規模適正化のスケジュール等について
  - ①学校規模適正化のスケジュール
    - ○桜井市立学校規模適正化基本計画の計画期間は30年とする。
    - ○計画期間を前期・中期・後期の各 10 年の 3 期に分け、児童生徒数の推移、現行校舎の建て替えや長寿命化整備の時期等を鑑み、取組を進める。
    - ○学校別の学校規模適正化スケジュールは次の通りとする。
      - ・桜井東中学校区は、前期計画期間に統合を進める。
      - ・大三輪中学校区は、中期計画期間に統合を進める。
      - ・桜井中学校区は、中期若しくは中期以降に統合を進め、あわせて、必要に応じて校区の再編を行う。
      - ・桜井西中学校区は、児童生徒数の推移等を見計らいつつ、対応を検討する。

#### ②小中一貫教育・特認校の導入についての考え方

- ○桜井市では、小・中学校が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から 中学校教育への様々な教育課題の克服を目指し、小中学校が連携した教育の取組 を推進している。
- ○学校統合の機会を活かし、小中連携の効果をさらに高めることが期待できる小中 一貫教育の導入を検討する。
- ○また、統合後も適正規模の確保に課題のある学校では、特認校の指定を行い、特 色ある学校教育の実施と全市からの通学を認める。
- ○小中一貫教育を導入する場合は、最も効果的な施設形態である施設一体型で整備 を行うことを基本とする。
- ○学校別の小中一貫教育導入の方針は次の通りとする。
  - ・桜井東中学校区は、小中一貫教育を導入するとともに、特認校に指定する。
  - 大三輪中学校区は、小中一貫教育を導入する。

# (2) 学校の統合に伴う留意事項

### ①学校の配置等

○統合後の学校施設は、既存の学校敷地を活用し配置することを基本とし、敷地規模等の状況に応じて新たに敷地の確保を検討する。

## ②通学方法

- ○徒歩、自転車(中学校に限る)を基本とする。
- ○但し、徒歩、自転車(中学校に限る)での通学時間が一定時間を超える地域においては、鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通を利用する。
- ○公共交通の利用が困難である場合は、スクールバスによる通学支援を検討する。

#### ③その他

- ○統合を進める際には、対象となる学校間で連携し、教育課程の編成や教育方法、 学校運営等の整合を図る。
- ○統合による環境変化に対応し、児童生徒の不安や動揺を最小限とするよう関係校 の学校関係者や教育委員会等で協議を行い、統合までの間の交流や学校運営につ いて十分な検討を行う。
- ○統合時においては、児童生徒の学習面・精神面に配慮した体制づくりに努める。